

平成21年度美郷町奨学生を募集します

町では、経済的な理由により修学が困難な学生を援助するため、奨学金の貸し付けを行っています。

対象者 ● 保護者が美郷町に居住し、経済的な理由で修学が困難である人

※他の奨学資金団体の貸与が決定した場合は、本町の奨学金を受けることができません。

受付期間 ● 4月1日(水)～5月15日(金)

提出書類 ● ①奨学生願書(4月1日から学務課で配布するほか町ホームページからもダウンロードできます)

②平成20年の世帯全員の所得がわかるもの(町・県民税申告書や所得税確定申告書の写し)

③本人および保証人の住民票

④入学先の在学証明書

⑤高校生は出身中学校の成績証明書、大学・短大・専門学校は出身高校の調査書

提出先 ● 町教育委員会学務課(千畑庁舎2階)

貸与決定 ● 6月に採否を通知します。決定された方の奨学金は4月にさかのぼって貸与します。

貸与額 ● 大学・短大・2年以上の専門学校 月額4万円

高等学校 月額1万5千円

償還方法 ● 卒業の月の1年後から10年以内(無利子)※返還は原則として年賦または半年賦となります。



町教育委員会(千畑庁舎)学務課 学務班 ☎0187(84)4914(内線2204)

不要になるスクールバスを入札により売却します

町では、不要になるスクールバスを次のとおり入札を行い、売却します。

公開日時 ● 3月9日(月)～13日(金)

※事前に町教育委員会学務課までご連絡ください。

公開場所 ● 役場仙南庁舎南側車庫

入札日時 ● 3月17日(火)午前9時

入札場所 ● 役場六郷庁舎3階133会議室

引き渡し ● 代金の納入を確認後に行います。

《入札に関する諸注意》

①売買契約締結後、納付書を発行しますので指定日まで納入してください。

②速やかに名義変更手続きを行い、車検証の写しを提出してください。

③名義変更等に係る費用は購入者の負担となります。

④契約金額は入札金額に消費税を加えた金額とします。

スクールバス 1台(車検満了：平成21年3月25日)

乗車定員：26人

燃料：軽油

初年度登録：平成7年6月

冷房・暖房：有



売却物品について 町教育委員会(千畑庁舎)学務課 学務班

☎0187(84)4914

入札について 役場(六郷庁舎)総務課 管財班

☎0187(84)1111

4月から「収入役」が「会計管理者」に替わります

～会計管理者の役割等について～

出納室では、現在、収入役のほか4人で仕事をしています。しかし、地方自治法の改正により本町では、4月1日から「収入役」に替わって「会計管理者」がその職を務めることとなります。

「会計管理者」といってもあまり聞き慣れない言葉だと思しますので、「会計管理者」の設置の経緯や役割をご紹介します。

はじめに、設置の経緯について、収入役制度は、昭和22年5月3日、日本国憲法と同日施行された地方自治法により制定され、市町村の会計事務をつかさどるとともに町長を補佐してきました。

しかし、今回の法改正では、自治体の経営管理機能強化のため、町長の補佐を行う者を副町長に一元化し、収入役が担当していた会計事務を行う者として「会計管理者」が設置されました。つまり、「会計管理者」とは収入役の職務を引き継ぐ者となります。

この「会計管理者」の役割ですが、どこの家庭でも収入や支出があり、お金の出し入れがあるように、町でも様々な収入や支出があります。収入の多くは、町民の皆様から納めていただいた税金や使用料等です。一方、支出は、教育、医療・福祉の充実や道路などを建設するためのものです。このお金の出し入れや保管を間違いなく行うことが、「会計管理者」の役割となります。

また、出納その他の会計事務については会計管理者は町長から独立した権限を与えられており、町を代表することになっています。



役場(仙南庁舎)出納室 ☎0187(84)4911

国民健康保険からのお知らせ

●70歳から74歳の方の窓口負担について

70歳から74歳の方の医療機関等での窓口負担について、平成20年4月より1割から2割に見直しされるところを、平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれていました。これについて、さらに平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても1割負担を継続することになりました。

※現役並み所得者として3割を負担する方は除かれます。

※負担割合は、前年の所得をもとに毎年8月に更新されますので、更新時に変更となる場合もあります。

平成22年3月まで

自己負担 割合	自己負担限度額		
	外 来	入 院	(世帯合算)
1割	12,000円	44,000円	44,000円

現在お使いの高齢受給者証の「1割」の期限が、3月31日までとなっています。新たな受給者証は3月末までに送付します。

●75歳になる月の高額療養費について

医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が支給される高額療養費制度がありますが、75歳になる月については、国民健康保険と後期高齢者医療制度それぞれで自己負担限度額が適用され、負担が倍になってしまう場合があります。

このため、平成21年1月から75歳になる月に限ってそれぞれの自己負担限度額を2分の1として適用することになりました。

※月の初日(1日)生まれの方は除かれます。

自己負担 割合	自己負担限度額		
	外 来	入 院	(世帯合算)
1割	12,000円	44,400円	44,400円



自己負担 割合	自己負担限度額		
	外 来	入 院	(世帯合算)
1割	6,000円	22,200円	44,400円

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907(内線2174、2175、2176)

軽自動車の登録抹消や名義変更などの手続きをお忘れなく

～軽自動車税は4月1日現在の所有者の方に課税されます～

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪の軽自動車・4輪の軽自動車・2輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。

廃車や譲渡により所有者でなくなった方や転出された方が登録抹消や名義変更・住所変更などの手続きをしないまま4月1日を経過すると、平成21年度分の軽自動車税が課税されてしまいます。廃車・名義変更・住所変更など所定の手続きがまだ済んでいない方は、3月中に行うようにしてください。

4月2日以降に所有者でなくなった場合は、平成21年度分の税金が全額課税されますのでご注意ください。逆に、4月2日以降に車両を取得した場合には平成21年度分の税金は課税されません。

※新規登録・登録変更・廃車・転出などの手続きについては、車種によって下記のとおりに分かれていますのでご注意ください。

※特に、3月末は大変混雑しますので、早めに手続きされますようご協力をお願いします。

※軽自動車税の納期限は、6月1日(月)となりますので、よろしくお願いします。

車 種	手続き先
<ul style="list-style-type: none"> 軽四輪 軽二輪(125cc超250cc以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大曲仙北地区自家用自動車協会 大曲市大曲若葉町1番20号 ☎0187(62)2371または0120(2371)39 ●軽自動車検査協会 秋田事務所 秋田市寺内字三千刈463番地3 ☎018-862-3270 ●秋田県軽自動車協会 秋田市寺内字三千刈463番地5 ☎018-896-6811
<ul style="list-style-type: none"> 小型二輪(250cc超) 	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田運輸支局 秋田市泉登木74番地3 ☎050-5540-2012
<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 ミニカー 	<ul style="list-style-type: none"> ●美郷町役場 税務課(千畑庁舎) 総合サービス課(六郷庁舎・仙南庁舎)

問い合わせ 役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2107、2111)